

自然美への関心

——カントにおける美の倫理性をめぐって——

千葉 建

よく知られているように、カントは「判断力批判」において、趣味判断を下すさいに関心が混入することを拒否し、いわゆる趣味の無関心性を要求している。つまり趣味判断は、無関心な満足に基づいて下されなければならず、無関心であればこそ普遍妥当性を要求することができるのである。ところがカントは第四十節の最後の箇所で、「自分の感情のたんなる普遍的伝達可能性がそれ自体ですでにわれわれに対するある関心 (*Interesse*) をともなわなければならないと想定してよいとすれば (しかし、このことをたんに反省的な判断力の性状から推論する権限はないが)、ひとはどうして趣味判断における感情がいわば義務としてあらゆるひとに要求されるのかを説明することができるであろう」と述べ、趣味判断においていったん排除された「関心」をふたたび導入しようとしている。つまり、ここでカントは「自分の感情のたんなる普遍的伝達可能性」への関心を取り上げることによって、われわれの「伝達への関心」の根拠を探索するのである。

それでは、なぜわれわれは趣味判断を下し、みずからの感情

を伝達しようとするのだろうか。また、なぜわれわれはそうした伝達のために趣味をもとうとするのだろうか。カントは、われわれが実際に趣味や趣味の対象に対して関心をもっている場面として、美しいものに対する「経験的関心」と「知性的関心」、すなわち「社会的関心」と「道徳的関心」の二つを取り上げ⁽¹⁾、これら二つの関心が趣味の要求と結びつくかどうかを吟味している。もしそうした関心が趣味と結合するとすれば、それは美しい対象を反省しているかぎりでは背後にありながら「反省を導く関心」あるいは「反省に伴う関心」があることになる。われわれはこのような関心の在処をたどることを通じて、美しいものももっている倫理的含意を明らかにしてみたい。

ところでカントによれば「関心」とは「われわれがある対象の現存の表象と結びつける満足」(*Interesse*)、端的にいえば「その対象の現存についての快」(*Wohlgefallen*)であるから、ここでは対象の差異も考慮されなければならない。つまり美しい対象の場合には、「自然美」と「芸術美」との相違が問題になってくる。われわれはこうしたカントの関心論の広がり考察することに

よって、カントの自然美の解釈がいれば「自然に対する尊敬」へと通じているのかどうかを検討してみたい。

第一節 美への社会的関心

ゲーダマーは「真理と方法」において「趣味」概念の歴史的展開をたどり、趣味と社会との関連について考察している。ゲーダマーによれば、趣味概念の歴史は、バルタザール・グラシアンにその源を発しているが、グラシアンは趣味 (*gusto*) についても涵養 (*cultura*) というものを認めており、グラシアンにとつて趣味は社会的な理想形成の出発点をなしていたという。つまり趣味は、新しい社会が掲げる理想に留まらず、「教養社会」ともいべき理想を実現する道でもあったのである。「良き趣味」というこうした理想を旗じるしとして、このとき以来「良き社会」と言われるようになったものが初めて形成されるのである。上流社会としての識別や正当性もはや生まれや位階によらず、原理的に、判断の共通性のみによって、いや、もっと適切に言えば、興味関心の偏狭さや個人的嗜好を越えた判断を互いに求めることができるという点にある⁽²⁾。

カントにとつても、美しいものや趣味あるいはそれを支える共通感、社会や共同体との関わりなくしては考えられない概念であった。このことはカントにとつて経験的・人間学的にほとんど自明のことであったと思われる⁽³⁾。趣味と社会との関連について、たとえば前批判期のある講義では、つぎのように述べ

られている。

「人間のあいだの共同体が、共同的な感を作り上げる。人間との交際から、あらゆるひとに妥当する共同的な感が生じる。それゆえ、共同体に入らない人は共同的な感をもたないのである。『美しいものと醜いものは、共同体のうちにいるかぎりの人間によってのみ区別される』ことができる。それゆえ、普遍的に妥当する共同的な感にしたがって或るものに満足するような人が、趣味をもつのである。こうして趣味とは、普遍的に妥当する共同的な感にしたがい、満足あるいは不満足によって判定する能力なのである」
(XXVIII 249)⁽⁴⁾。

「判断力批判」においても、趣味が、そして人間そのものが社会と深いつながりをもっていることはほとんど自明のことであった⁽⁵⁾。カントは「第四十一節 美しいものに対する経験的関心について」では、つぎのように述べている⁽⁶⁾。

「経験的に美しいものが関心をひくのは、ただ社会のうちだけである。そこで、もしひとが、社会への衝動を人間にとつて自然的なものとして認め、しかるに社会に対する有能性と性癖、すなわち社交性を、社会のために規定された被造物としての人間の用件として、それゆえ人間性 (*Humanität*) に属する特性として認めるならば、ひとが趣味もまた、自

分の感情すらも他のあらゆるひとに伝達できるようにして
くれるすべてのものの判定能力として、したがって各人の
自然的な傾向性が要求するものの促進手段としてみならず
ずだということは、間違いないことである」(V 296f.)。

このように人間は本性的に社会的存在であるから、「荒涼とし
た島に置き去りにされた人間は、自分だけのために自分の小屋
や自分自身を飾ったりはしないであろうし、あるいは、自分を
飾り立てるために花を探したり、ましてや花を植えたりはしな
いであろう」(V 297)。また、「たんに人間であるだけではなく、
自分の流儀にしたがって一人の洗練された人間でありたいとい
うことは、社会のうちでのみ人間に思いつくことである(文明
化の始まり)」(V 297)とも言われるわけである⁽⁸⁾。このように
われわれが趣味をもとうとし、またさらに趣味を洗練させよう
とするのは、趣味が社会の中で形成され、社会の中で發揮され
るものだからであると言える。そして社会への関心は、端的に
「伝達」への関心として現れる。そして「自分の快を他のひとび
とに伝達することを好み、それに巧みな人、またある客観につ
いての満足を他のひとびととともに感じる」ことができなければ、
その客観に満足しないような人⁽⁹⁾、そうした人こそが社会的に
「洗練された人間」(V 297)として判定されるわけである。以上
見てきたように、美しいものやそれを判定する趣味は、それが
伝達を可能にしてくれるかぎり、本性的に社会を志向する人
間にとって関心を抱かざるをえないものである⁽¹⁰⁾。

しかし、趣味の開化が人間の社会への自然的な衝動に基づき、
社交性が自然的な人間性に基づくとされるかぎり、そのような
社会性を促進する対象である美しいものに対する関心、つまり、
「各人の自然的な傾向性が要求するものの促進手段」としての美
しいものに対する関心は、アプリアリな原理に基づき主観的普
遇妥当性をもった判断を下す純粹な趣味判断にとっては付随的
なものにすぎない。カントはつぎのように述べる。

「しかし、社会への傾向性によって美しいものに間接的に付
随し、したがって経験的であるこうした関心は、われわれ
にとつてここではいかなる重要性ももたないのであり、わ
れわれが重要性を認めなければならぬのは、たとえ間接
的であっても、アプリアリに趣味判断に関係するかもしれ
ないものだけである。というのも、たとえこうした形式で
も、それと結合した関心が発見されることになるとすれば、
趣味は感官的享受から人倫的感情へと至るわれわれの判定
能力の移行を発見するだろうからである。そして、このこ
とによつてひとは趣味を合目的に働かせるようにいつそ
うよく導かれるだけではなく、あらゆる立法が依存してい
なければならぬアプリアリな人間の諸能力の連鎖の中間
項もまた、そのようなもの〔中間項〕として、描出される
であろう」(V 297f.)。

ここでカントは、趣味と社会との関係を否定しているわけで

はない。趣味が経験的に下され、経験的に開化されるものであるかぎり、趣味は社会に媒介されざるをえないことに変わりはない⁽⁹⁾。むしろ趣味が社会に媒介されるものであり、したがって各人の趣味判断が所属する社会によって制限されてしまうからこそ、社会的関心に支えられた趣味の不十分さを批判しているのだと考えられる。ここで批判の要点は二つある。一つは、社会自体の制限性に関わる。すなわち、各人の所属する社会は趣味判断の要求する普遍性に到達していない、ということである。もう一つは、趣味自体の制限性に関わる。すなわち、社会への傾向性に導かれた趣味は、もっぱら社会内での「伝達」に気を配ることによって、みずからの趣味の「自律」を失うおそれがある、ということである。それゆえカントは、純粋な趣味判断の自律とそれの要求する普遍妥当性とを両立させるような「ア priori」に趣味判断に関係するかもしれないものを探求するのである。そしてこうしたものの探求に、体系的な「移行」をもたらず中間項の探求を重ね合わせるのである。

こうしてカントは趣味の諸対象と趣味そのものに対する経験的関心について、つぎのように結論づけている。

「傾向性がとれだけ洗練されていようと、趣味は傾向性に見られているのであるから、経験的関心は、社会のうちで最大の多様性と最高の段階に達するあらゆる傾向性や激情と融合させられやすいのであり、美しいものに対する関心がこの融合に基づいている場合、この関心は、快適なものか

ら善いものへのきわめて曖昧な移行を与えることができるだけである」(V 298)。

カントは趣味がいわば「他者への関心」によって乱されかねない「社会的関心」のもとを去り、趣味の「純粋性」(V 298)と抵触しないような場合を求める。こうしてカントの行き着く先が「美しいものに対する知性的関心」(V 298) すなわち「美への道徳的関心」なのである。そこでわれわれはつぎに、美と道徳との関係について考察することにしたい。

第二節 美への道徳的関心

もう一度ガードマーにしたがうならば、趣味の概念とは元来「真正な人間性の理想」を示す概念であり、「カントが趣味概念を判断力批判の基底とするに至るまでの趣味概念の長い前史を見ると、趣味の概念というものは、美学上の概念であるよりは道徳上の概念」だったという⁽¹⁰⁾。これに対してカントは趣味を道徳の領域から切り離し、直感的判断力としての趣味のはたらしを美の分野にのみ限定したように思われる。しかし、そのような趣味になお道徳的なものに関わるというのはいかにして可能なのだろうか。

カントは「第四十二節 美しいものに対する知性的関心について」において、「芸術の美」と「自然の美」を比較して、その違いを取り上げている。それらの美は、「たんなる趣味の判断に

おいては、ほとんど互いに優位を争いあわない二種類の客観」(V 300)であるにもかかわらず、「自然美」は「自然美だけが直接的な関心を引き起こす」(V 298)という優位をもっている。つまり、「自然の産物はその形式に満足して満足を与えるだけではなく、その産物の現存もまた満足させる」(V 299)ことができるということである。またカントは、「この自然美に対する直接的な関心は、「自然がその美を生み出したのだ」というこの思想」(V 299)にのみ基づいていると述べている。

対象の現存に対してまったく無関心に、目的なき主観的合目的性に従って判定するのが趣味判断であったから、このような自然美に対する直接的関心は、趣味の洗練や開化だけによつては達成されるものではない。この関心は別の源泉による関心、すなわち「理性の関心」に由来するのである。カントはつぎのように説明する。

「しかし理性は、諸理念(理性はこれらの諸理念に対して道徳的感情のうちで直接的関心を引き起こす)が、客観的實在性をもつことにも関心をもっており、すなわち、理性は、自然が自然の諸産物とあらゆる関心に依存しないわれわれの満足とが合法的に合致すること(このことをわれわれはアプリアオリにあらゆるひとに対して規則として認識するが、このことを証明に基づかせることはできない)を想定するなんらかの根拠をみずからのうちに含まれているという暗示や示唆を自然が与えることにも関心をもつから、理性

はこの合致に類似した合致を示す自然のどのような現れに對しても関心をもたざるをえないのである」(V 300)。

われわれは、「実践的諸格率のたんなる形式に對して(これらの格率が普遍的立法の資格をみずからもつかぎりで、ある満足をアプリアオリに規定する知性的判断力もっており、この満足をわれわれは、あらゆるひとに對して法則とする」(V 300)。つまりわれわれは、道徳法則に對する尊敬の感情をもっている。しかしそれだけでなく理性は、理性の諸理念が「自然のうちで実現されること」に對しても関心をもっており、その理念の實現可能性をほめかすような現象に對しても関心をもつ。そして自然美がまさにそのような現象であるから、理性は自然美に對して関心をもたざるをえないのである。しかし、この自然美への関心は、「親和性に關して言えば、道徳的な関心である」(V 300)。というのも、「自然の美しいものに對してこの関心をもつひとは、あらかじめすでに人倫的に善いものに對する自分の関心を十分基礎づけておいたかぎりでのみ、自然の美しいものに對して関心をもつことができる」(V 300)からである。そして、自然美への直接的関心は、「みずからの人倫的感情を開化してきたあらゆる人間の純化された根本的な考え方」(V 299)と合致してもいる。それゆえ自然美に對して直接的関心をもつような人には、「少なくとも善い道徳的心術へと向かう素質を推測すべき理由がある」(V 301)とされるのである。

このようにカントは自然美の道徳的解釈こそが、「自然がその

美しい諸形式のうちで形象的にわれわれに語りかける暗号文の真の解釈 (die wahre Auslegung der Chiffreschrift) (V 301) であるとみなす。その理由としてカントは「二」挙げている。一つは、「純粹趣味判断」と「道德的判断」との「類比」(Analogie) (V 301) であり、もう一つは「自然の讃嘆」(die Bewunderung der Natur) (V 301) である。この両者はさしあたり別の論拠であると考えられるが、カントはそれらを組み合わせることによって、自然美の道德的解釈を根拠づけようとしている。

カントはまず両判断の類比について、つぎのように説明する。すなわち、純粹趣味判断が「なんらかの関心に依存せず満足を感じさせ、同時にこの満足を人間性一般にふさわしいものとしてアプリオリに表象する」(V 301) のに対して、道德的判断は「まさにこれと同じことを諸概念に基づいて行なう」(V 301) のであるから、両者の類比は、「たとえ精緻な熟慮された考察がなくとも、道德的判断の対象に対するのと同様に、趣味判断の対象に対しても直接的関心へと導く」(V 301) と説明している。ただし両者の関心のあいだには差異もある。それは、道德的判断の関心が「客観的諸法則に基づく関心」(V 301) であるのに対して、趣味判断の直接的関心が「自由な (freies) 関心」(V 301) であるという点である。つまり、趣味判断の関心は、あくまでも趣味判断の自律を前提し、そうした判断の自由をおして引き起こされるものである。それゆえガイヤーの言うように、「われわれは美的なものに道德的意義を見出さなにかぎり、それに関心づけられたままであることはできない、しかしわれわれ

がそうした意義を見出すことができるのは、ただ美的なものが他律的強制から自由であることを経験することによってなのである」⁽¹¹⁾。趣味判断の直接的関心は、すでに確立された道德的関心を前提するとはいえない⁽¹²⁾、判断の自律性と十分に両立しうるものなのである。

他方、「自然の讃嘆」つまり美しい産物を配置した自然への賛嘆については、カントはつぎのように述べている。

「自然はみずからをその美しい産物において技術として示し、たんに偶然的ではなく、いわば意図的に、合法的な配置にしたがいながら目的なき合目的性として示すが、われわれはこの目的を、外のどこにも見出さないから、当然われわれ自身のうちに、しかも、われわれの現存在の最終目的を形成するもの、すなわち道德的使命 (der moralischen Bestimmung) のうちに、求めるのである」(V 301) ⁽¹³⁾。

こうした自然美の道德的解釈に基づいて、カントは、「われわれが美しいものに対して美しいものとして直接的関心をもちうるためには、それは自然でなければならぬか、それともわれわれによって自然とみなされなければならないし、ましてわれわれが他のひとびとにすら、それに対して関心をもつべきであると要求してよい場合にはなおさらである」(V 302) と結論づける。なぜなら、われわれは実際に、美しい自然が存在することにまったく関心をもたず、感覚的享受だけに固執するような

人々を「粗野で下賤」(V 303)であると思なすからである。こうした「美しい自然に対する感情」(V 303)⁽¹⁴⁾は、道徳的感情に類縁であることを考慮すれば、いわば美しい自然に対する「尊敬」(Achtung)の感情であるように思われる。われわれはつぎにこうした「自然に対する尊敬」と趣味判断との関係について考察してみたい。

第三節 自然に対する尊敬⁽¹⁵⁾

カントは「判断力批判」のうちでは、美を道徳から区別することに主眼があるためか、自然の尊敬について積極的に語ってはいない。そうした思想が展開されるのは、その後に出版された『人倫の形而上学』においてである。『人倫の形而上学』のあの箇所ではカントはつぎのように述べている。

「自然における生命がないにせよ美しいものに關していえば、それをたんに破壊しようとする性癖 (spiritus destructionis) (破壊の精神)は、人間の自己自身に対する義務 (Pflicht des Menschen gegen sich selbst) に反している。というのは、それを破壊することは、人間のうちなるつぎのような感情を弱め、あるいは根絶やしにするからである。つまり、その感情とは、なるほどそれだけですでに道徳的であるというわけではないが、しかしやはり道徳性をおおいに促進し、少なくとも道徳性への準備をするような感性

的情調であつて、すなわち、何かあるもの(たとえば、鉱物の美しい結晶、植物界の名状しがたい美しさ)を利用の意図なしに愛するという情調である」(VI 433)。

ここに見られるように、カントは自然美に対する感情を自然それ自体への尊敬としてではなく、むしろ「人間の自己自身に対する義務」として考えている。つまり、自然美を保全することとは、「間接的に」(indirect)、つまり自然美に「関する」(in Ansehung) (VI 443) という意味で義務であるにすぎず、「直接的には」(direct)、人間の自己自身に「対する」(gegen) (VI 443) 義務であると解釈している。それゆえ自然に対する尊敬については、比喩的な意味でしか語ることができないのであり、つまりそれは、自然という「他者」に対する義務ではなく、道徳性を目指す人間の「自己自身に対する義務」なのである。

しかしここで注目されるのは、「利用の目的なしに」、すなわち無関心に、自然美に対して満足を抱くことが、「道徳性の促進」や「道徳性への準備」をするといわれていることである。このように無関心の満足の感情が道徳性と密接な関係をもつことができるのは、この感情が「それだけですでに道徳的である」というわけではないにしても、感覚的欲求にとらわれることなしにある対象に価値を認めるといふ点では、やはり道徳的態度に通底するものがあるからであらう。それゆえ、道徳的態度を身につけているひと、あるいは身につけようとしているひとは、当然、自然美に対して関心を抱き、また自然美に対する趣味を

もとうとするはずである。

ところが自然美に対する関心は、趣味判断と齟齬をきたす場合もあるように思われる。それはたとえば、美しい形式が色や音のように感覚的な「魅力」(V302)と融合しているような場合である。カントは「鳥のさえずり」(V303)を例にとり、それが人の真似た声であることが露呈した場合には、「この関心はまったく消滅する」(V303)だけではなく、「その場合には趣味もまた美しいものを見出すことはできず、視力も魅力あるものをもはやそこで見出すことはできない」(V303)と述べている。ここで明言されているように、この場合には「関心」だけでなく、「美」もまた失われてしまうのである。言い換えれば、これは、自然美に対する関心が趣味判断の自由と抵触する場合であると考えられる。なぜなら、もし鳥のさえずりに関する趣味判断が自由に下され、その結果として「美しい」と判断されたのだとすれば、そのさえずりは、鳥のものであるにせよ、人為的なものであるにせよ、いずれにしても「美しい」と判断されることに変わりはないはずだからである。そうだとすればここから明らかになるのは、自然美に対する過剰な関心は判断の自律性を侵食するおそれがある、ということである。自然美に対して過剰な関心を抱くひとは、ともすれば「自然の対象だから美しい」と判断しかねないのである。もしこのように趣味判断が自然に対する関心に完全に基礎づけられてしまったとすれば、それは判断の自律のもとで可能となる普遍的な伝達可能性を要求することができないことになってしまふであらう。

カントは、虚栄心や社交的喜びを捨てて自然美に向かうひとについて、われわれはそのひとには「美しい魂」(Ornamento Seele) (V300)があると前提する、と賞賛の気持ちを込めて語っているように見える。しかし、そうした美しい魂は、それが度を越えるならば、美しいものが可能にしてくれるはずのわれわれの感情の伝達可能性をみずから封じることになるといえるだろう。われわれは、自然美であれ、芸術美であれ、美しい対象との出会いのなかでみずからの趣味の能力を発揮し、それを開化してゆくのであつて、またそれによって他のひとと共通の文化を形成してゆく存在者でもある。こうした「開化」ないし「文化」という視点から評価するならば、芸術美は自然美に劣るものではなく、むしろ自然美よりも優位にあるとさえいえるだろう。

こうして「自己自身に対する義務」である自然美への関心のゆえに、ともすれば独りよがりになりがちな自然美の裏面として、芸術美は他者とともに生活するわれわれ人間にとって欠かせないものであると考えられる⁽⁶⁾。われわれは自然美と芸術美の両者に価値を認めることのできるような判断力を育成することを通じて、はじめて自然と調和する文化を築いていくことができるといえよう。その意味で、美しいものに対するわれわれ自身の態度のうちには、われわれの文化の倫理性の萌芽が含まれているように思われる。

注

カントの著作からの引用は、アカデミー版カント全集に基づき、巻数をローマ数字、頁数をアラビア数字で記した。なお引用文中の「」内は、筆者によるものである。

(1) カントはここからこれら二つの関心を、実際にわれわれが行なっているという「事実性」に基づいて導入していると考えられる。第四十一節の冒頭、趣味判断と関心の結合について議論している箇所、カントは趣味判断が「規定根拠として、関心をもつてはならないことは、以上で十分に説明された。しかしそのことから、趣味判断が純粋な直感的判断として与えられたあとで、いかなる関心も趣味判断と結合されることはできない」ということは「帰結しない」(V296)と述べ、趣味判断と関心が結合する可能性をまず留保する。しかし「可能から存在へは推論することができない」(a posse ad esse non valet consequentia) (V296)、すなわち、結合可能であるということから結合しているということは帰結しないから、そうした結合のためには、「趣味はなによりもまずある他のものと結合していると表象されなければならない」(V296)という。ここでカントが下敷きしているのは、先の命題を換位した「存在から可能へは推論することがで

ない」(a esse ad posse valet consequentia) という論理である。カントは、われわれが実際に趣味判断に関心を結びつけている「存在の事実性」から出発して、それらの結合の可能性を問題にするのである。

(2) Gadamer, Hans-Georg, *Gesammelte Werke. Bd. 1. Hermeneutik, Wahrheit und Methode. Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik*, 5. Aufl. (durchges. u. erw.), Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1986, 1. Auflage 1960, S. 41. [H-G: ガダマー(樽田収他訳)「真理と方法Ⅰ」法政大学出版局、一九八六年、五一頁。]

(3) カントは、前批判期に美と崇高の問題を論じた「美と崇高の感情にかんする観察」でも、美と社交との連関を「観察者の眼」(II 207)で考察し、それを性格の違いや男女の差異、あるいは国民性の相違に関係づけて論じている。(4) これはペーリッツによって編集され、アカデミー版では「形而上学Ⅰ」として新たに編集された講義録である。この講義録の年代は一七七〇年代後半と推定されている。【カント全集十九 講義録Ⅰ】岩波書店、二〇〇二年、八幡英幸氏による「解説」三九二頁および次頁を参照。この講義では趣味と共同体とのかかわりについて次のようにも述べられている。「それゆえ美しいものや醜いものを探求するためにわれわれは共同的な尺度をもっており、これが共同的感である。この共同的感はずいぶん生じる。すなわち、各人の私的感

覚は、やはりまったく特殊な感覚ではなく、一方のひとの私的感覚は他方のひとの私的感覚と合致しなければならず、こうした一致によってわれわれは普遍的な規則 (eine allgemeine Regel) を得るのである。これが共同的感あるいは趣味である。そのさい一致するものが美しい」(XXVIII 250E)。ここで言われる「普遍的規則」は、批判期の視点からすれば、「普遍的」(universal) 規則ではなく、たんに「一般的」(general) 規則にすぎない (V 213)。しかるに、趣味のアプリオリな原理を発見した後のカントにとつて、趣味判断が要求するのはまさに「普遍的規則」なのであり、それゆえ先の講義での論述は「判断力批判」からみれば不十分なものととまっている。こうしてカントは「判断力批判」において、自分がかつて「趣味」と呼んだものも批判しているのである。

(5) カントは趣味判断の無関心性を論じた箇所でも、すでに趣味と社会との関連を示唆している。「満足の対象についてのある判断は、まったく無関心 (uninteressant) でありながら、しかしそれでもきわめて関心をひく (interessant) ことがありうる。すなわち、この判断は、関心に基づかないが、しかしある関心を生み出すのである。純粹な道徳的判断は、すべてこのような判断である。しかし趣味判断は、それ自体ではまったくいかなる関心も基礎づけない。ただ社会のうちでのみ、趣味をもつことが関心をひくことになる。その理由は後に示されるだろう」(V

205)。この理由が説明される箇所とは、これから検討することになる第四十一節である。

(6) 崇高論に続く「直感的反省的判断の解明に対する一般的注解」でも、満足の「普遍的伝達可能性」が関心の根拠であることが述べられている。「美しいものについての満足も、崇高なものについての満足も、普遍的伝達可能性によって、他の直感的諸判定から明らかに区別されているだけでなく、この特性によって、社会 (満足は社会のうちで伝達される) と関連してある関心を獲得する」(V 205)。さらに崇高については、つぎのようにも述べられる。「しかしそれにもかかわらず、すべての社会からの隔絶状態も、この状態がすべての感性的関心を無視する諸理念に基づく場合にはある崇高なものとみなされるのである」(V 205)。

(7) 「文明化」(Civilisation) の歴史を、カントは以下のように「魅力の快」から「形式の快」を通じて「普遍的伝達の快」へと向かう展開として述べている。「こうしてもちろん最初は、たとえば自分の身体を彩るための染料「……」あるいは花、一枚貝の貝殻、美しい色の羽毛などの魅力が、社会で重視され大きな関心と結びつけられる。しかし時代が進むにしたがって、楽しみ、すなわち享受の満足をともなわない美しい諸形式 (丸木舟や衣服などにみられる) が、社会で重視され大きな関心と結びつけられる。ついに最高度に発達した文明化は、これらの形

式から洗練された傾向をもつ主要作品を作り上げるまでになり、諸感覚は、普遍的に伝達される度合いに應じるだけ価値がある、と認められるようになる。この場合に各人は、こうした対象について覚える快はほとんど取るに足りないものであり、それだけでは著しい関心をひかないとしても、それでもこの快が普遍的に伝達可能であるという理念が、この快の価値をほとんど無限に増大させるのである」(V 297)。

(8) カントは人間の本性的な伝達への傾向を「根源的契約」(in ursprünglicher Vertrag)という言葉によって表現している。「各人は、いわば人間性そのものによって厳しく命じられた根源的契約に基づいているかのように、普遍的伝達を願感することをあらゆるひとに期待し要求するのである」(V 296)。

(9) それゆえカントは、「自分自身の人格や自分の技術を趣味で表現すること、すべて(自己)を伝達するための」社会的状態(einen gesellschaftlichen Zustand)を前提とする」(VII 240)と述べるのである。ただし、「この状態は必ずしもつねに社交的(他の人々と快を分かち合う)であるとはかぎらず、むしろ最初は通例野蛮(barbarisch)にして非社交的であり、もっぱら競争的である」(VII 240)。ここでは、このような野蛮な状態を越えて、洗練され啓蒙された状態へと趣味を開化させようとする目的とは何かが問われているともいえよう。

(10) Gadamer, *ibid.*, S. 40. 「ガダマー、前掲訳書、四九頁。」

(11) Guyer, Paul, *Kant and the Experience of Freedom. Essays on Aesthetics and Morality*. New York and Cambridge: Cambridge University Press, 1993, p. 116.

(12) この論述は、純粹趣味判断と道德的判断との「類比」に訴えている点では、第五十九節で論じられる「美と道德の象徴関係」と一致しているようにも見える。しかし「こであくまでも道德的関心がすでに十分樹立されていることを前提する点において、やはり両者は区別されるべきであろう。そのことは、美しいものに対する知性的関心が「自然美」だけに限定される点にも現れている。アリソンも言うように、それらは「二つの異なった仕方」(two distinct ways)であると考えられる。Allison, Henry E., *Kant's Theory of Taste: A Reading of the Critique of Aesthetic Judgment*. Cambridge: Cambridge University Press, 2001, p. 219. またカントの象徴概念については次の拙論を参照。「カントにおける象徴の理論——美と道德の関係をめぐって——」、『倫理学年報』第五十一集、二〇〇二年。

(13) ここでカントは、「しかしこうした自然合目的性の可能性の根拠に関する探究は、目的論のうちではじめて話題となるであろう」(V 301)と補足し、「判断力批判」の第二部への展望を述べているが、この問題は「第八十三節 目的論的体系としての自然の最終目的について」と「第八十四節 世界の現存在すなわち創造そのものの究極目

的について」の二つの節で主題的に論じられることになる。

二十一号、二〇〇三年。

(ちば・けん 筑波大学大学院哲学・思想研究科)

(14) ここでいわれる「感情」とは「美しい自然を觀賞するものの関心の感受性」(V 303)のことである。

(15) 「自然に対する尊敬」という表題は、クネラーの論文「美・自律・自然に対する尊敬」(Beauty, Autonomy and Respect for Nature) からのものである。Kneller, Jane, "Beauty, Autonomy and Respect for Nature", *Kants Aesthetics: L'Esthétique de Kant* (hrsg. von Herman Parret), Berlin, New York: Walter de Gruyter, 1998. また、本論文で取り上げた「関心」の分析にあたっては、クネラーのこの論文も大いに参考になった。Kneller, Jane, "The Interests of Disinterest", *Proceedings of the Eighth International Kant Congress, Memphis 1995*, volume 1, Part 2. Milwauke: Marquette University Press, 1995. ただし、知性的関心を、天才論を介して芸術にまで拡大することは、本人も認め、またマンセルも指摘しているように、解釈としては行き過ぎであるように思われる。Manzel, G. Felicitas, "The Privileged Status of Interest in Nature's Beautiful Forms: A Response to Jane Kneller", *Proceedings of the Eighth International Kant Congress, Memphis 1995*, volume 1, Part 2. Milwaukee: Marquette University Press, 1995.

(16) 芸術の問題については次の拙論を参照。「継承の論理——カントの天才論をめぐって——」、『哲学・思想論叢』第